

盛岡地域福祉センター身体拘束等の適正化のための指針

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の行動の自由を制限する行為であり、利用者の尊厳ある生活を阻害するものである。盛岡地域福祉センター（以下「事業所」という。）は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束による影響を理解するとともに身体拘束の廃止に向けた意義を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（１）支援の実施に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命若しくは身体を保護するための緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行わない。

（２）例外的に次の全ての要件を満たす場合は、必要最低限の身体拘束等を行う場合がある。

ア 切迫性 利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

イ 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

ウ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

（１）虐待防止・身体拘束適正化委員会の設置

ア 身体拘束等の適正化及び廃止に向け虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 委員会は、３月に１回以上開催し、次の事項を協議する。

（ア）身体拘束等の適正化のための指針等の策定、整備及び改正に関すること。

（イ）身体拘束等の適正化のための職員教育・研修に関すること。

（ウ）身体拘束等の適正化のためのチェック、モニタリング、相談、報告等体制整備に関すること。

（エ）身体拘束等が発生した場合の検証、再発防止策の検討及び検討内容の職員への周知・徹底に関すること。

ウ 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織し、委員長は所長を、副委員長は副所長をもって充てる。

委員は、主査、主任、サービス管理責任者、生活相談員、看護師及び他所長が必要と認めた職員をもって充てる。

エ 虐待防止・身体拘束適正化委員会の庶務は、サービス管理責任者及び生活相談員が処理する。

（２）身体拘束適正化責任者等

ア 事業所に身体拘束適正化責任者及び身体拘束適正化担当者を置く。

イ 身体拘束適正化責任者は所長を、身体拘束適正化担当者は副所長をもって充てる。

ウ 身体拘束適正化責任者は、職員に対して、身体拘束適正化啓発のための定期的な研修を実施し又は自治体等が実施する研修を受講させるほか、自らが身体拘束適正化のための研修を積極的に受講する等により、利用者の権利擁護を推進するとともに虐待防止・身体拘束適正化委員会で検討された内容を職員に周知・徹底する。

エ 身体拘束適正化担当者は、身体拘束適正化責任者を補佐し、身体拘束適正化責任者に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修に関する基本方針

支援に携わる全ての職員に対し、身体拘束の廃止と人権を尊重した支援を実施するため、次の研修を行う。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上）
- (2) 新任職員に対する教育・研修
- (3) その他必要な教育・研修（自治体等が実施する研修会等への参加・伝達等）

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施する場合は、別紙1「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明・実施報告書」（以下「別紙1」という。）により、状況や時間等の記録を行い、支援に携わる全ての職員で共有し、委員会に報告し身体拘束等の事例分析、適正化に向けた取り組みについての検討を行うとともに、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団が設置する虐待防止・身体拘束適正化委員会に速やかに別紙1を提出し報告する。

5 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

利用者又は他の利用者等の生命若しくは身体を保護するための措置として身体拘束等を行う場合は、所長、身体拘束適正化責任者、副所長、身体拘束適正化担当者、サービス管理責任者及び生活相談員等において、拘束の方法、場所、時間及び期間等について、十分な検討を行う。その結果、身体拘束等による心身の損害より拘束をしないリスクが高い場合で、かつ、切迫性、非代替性及び一時性の3要素の全てを満たしている場合に限り、別紙1により本人又は家族の同意を得たうえで実施する。

緊急やむを得ない等により、本人又は家族の同意を得る暇がない場合は、事前に個別支援計画により身体拘束等を行う可能性を説明した上で、本人又は家族から同意を得るものとし、実施後は速やかに別紙1により本人及び家族に説明し確認を得る。

6 利用者及び家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者及び家族等に身体拘束等の適正化への理解と協力を得るため、事業所のホームページに掲載し、利用者及び家族等がいつでも閲覧できるよう公表に努める。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

この指針及び「身体拘束排除のための取り組み」に基づき、身体拘束を行わない支援を実施するため、全ての職員が次のことを十分に議論し意識の共有を図る。

- (1) 利用者又は他の利用者等への影響を考え、安易に身体拘束等を行っていないか。
- (2) 緊急、かつ、やむを得ない場合に限定して身体拘束等を実施しているか。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年7月1日から施行する。